



# 新型コロナウイルス感染症の療養期間について

2023年5月版



## 登園・登校の条件 ※1,2

※1 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知)  
※2 令和5年5月2日付【施設宛】令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について(通知)：横浜市

発症した後 5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで

- ◆ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態のことです。
- ◆ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から計算します。
- ◆ 無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検査を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- ◆ 登園・登校停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されておりません。



## 療養期間の例と登園・登校時の注意について

### 乳児・幼児

発症した後 5日  
症状軽快後 1日



- 登園を再開する際は、**医師の意見書が必要**とされています。通っている園にご確認ください。なお、**検査陰性証明書は不要**です。※2
- 2歳未満児のマスク着用は奨めません。登園後のマスクの着用は求められません。

### 小・中学生

発症した後 5日  
症状軽快後 1日



- 登校を再開する際は、**医師の意見書や検査陰性証明書は不要**です。※1
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されます。

発症日  月  日 ※3 出席の目安 (発症6日後)  月  日以降

※3 症状の経過により変わります

体温経過	発症日		1日後		2日後		3日後		4日後		5日後		6日後		7日後	
	午前	午後														
40																
39																
38																
37																
36																
咳など 呼吸器症状	重・中・軽															